

広島県グリーン購入方針 改正箇所（平成 29 年 4 月）

環境物品等		主な改正内容
2	納入印刷物	○ 製本カレンダーに係るリサイクル適性表示について備考に記載
3	文具類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断の基準「芯が交換できること」に係る経過措置の終了 ○ 製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ○ 製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更（プラ製） ○ 製品全体重量比を主要材料比に変更（紙製） ○ 製品全体重量比を主要材料比に変更（紙製） ○ 補充用を含む旨，品目名称に追加 ○ 台紙を含む旨，品目名称に追加 ○ 製品全体重量比の記載を削除 ○ 製品全体重量比をプラスチック重量比に変更
	ボールペン	
	スタンプ台	
	朱肉	
	連射式クリップ（本体）	
	事務用修正具（テープ）	
	ブックスタンド	
	OAクリーナー（ウェットタイプ）	
	メディアケース	
	絵筆	
	ごみ箱	
	リサイクルボックス	
	つづりひも	
	タックラベル	
	インデックス	
	付箋紙	
のり（固形）		
アルバム		
チョーク		
グラウンド用白線		
梱包用バンド		
5	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備考6の修正（消耗品がインク容器単体の場合の取扱いを追記） ○ 備考3の修正（インク容器単体の取扱いの変更） ○ エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し（VER. 6.0→VER. 7.0） ○ 再生プラスチックの配合率基準値を変更 ○ 特定の化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を追加
	プリンタ	
	プリンタ複合機	
	インクカートリッジ	
	ディスプレイ	
	記録用メディア	
デジタル印刷機		
6	移動電話	○ 判断の基準⑤バッテリー等の消耗品の部品保管期限について，当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は6年を3年に変更

環境物品等		主な改正内容
7 家電製品	電気冷凍庫	○ 省エネ法及び多段階評価基準の変更に伴うエネルギー消費効率及び対象範囲の見直し
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	○ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品の省エネ基準について、1 年間の経過措置の延長
	電気便座	○ 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 ○ 対象範囲の見直し（鉄道車両→鉄道車両等、幼児用大便器用便座の除外）
10 照明	LED 照明器具	○ 誘導灯を対象から除く旨備考に記載
	LED を光源とした内照式表示灯	
13 制服・作業服等		○ 分野名称を「制服・作業服等」に変更
	靴	○ 新規追加
14 インテリア・寝装寝具	カーテン	○ バイオベース合成ポリマー含有率の適用について、1 年間の経過措置の延長
	布製ブラインド	
15 作業手袋	作業手袋	○ 対象範囲の明確化（主要材料が繊維である製品に限定） ○ 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
16 その他繊維製品	モップ	○ 回収及び再使用システムに係る判断の基準を修正
17 設備	エネルギー管理システム	○ 新規追加
	節水機器	○ 流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓を対象に追加するとともに判断の基準を設定 ○ 吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に引き上げ
18 災害備蓄用品	非常用携帯電源	○ 新規追加
19 公共工事	セラミックタイル	○ 「陶磁器質タイル」を「セラミックタイル」へ名称変更
	直交集成板	○ 新規追加
	照明制御システム	○ Hf 蛍光灯器具の削除
	合板型枠	○ 板面表示に係る経過措置の終了
21 役務	庁舎管理	○ 庁舎におけるエネルギー使用の削減に係る対策の強化等（省エネ法に基づく対策の追加、設備機器等の運用改善の措置、エネルギー消費効率化の措置の実施を追加等）
	清掃	○ 別表 2 の古紙再生の阻害要因となる材料(例)の修正
	機密文書処理	○ 機密処理完了証明書を「機密処理・リサイクル管理票」に変更